

議案第42号

平成31年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算

平成31年度藤岡市の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,234千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

平成31年3月14日可決

藤岡市長 新井 雅 博

第1表 歳入歳出予算

特定地域生活排水処理事業特別会計

歳入

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額		
1 分担金及び負担金		1,630					
	1 分担金	1,630					
2 使用料及び手数料		10,037					
	1 使用料	10,037					
3 国庫支出金		5,582					
	1 国庫補助金	5,582					
4 県支出金		966					
	1 県補助金	966					
5 財産収入		3					
	1 財産運用収入	3					
6 繰入金		8,014					
	1 一般会計繰入金	6,494					
	2 基金繰入金	1,520					
7 繰越金		100					
	1 繰越金	100					
8 諸収入		2					
	1 市預金利子	1					
	2 雑入	1					
9 市債		3,900					
	1 市債	3,900					
			歳	入	合	計	30,234

